

## 平成21年度 二宮町下水道運営審議会 第1回 会議録(概要版)

日 時：平成21年8月5日(水) 午前10時から午前11時30分

場 所：二宮町社会福祉センター2階 2Aクラブ室

出席者：小澤宜男会長、二見泰弘委員、脇直一委員、外丸勝美委員、片桐佳典委員、深見直美委員、田沼耕一委員、岩倉正枝委員、宮本由美子委員、古澤正平委員  
町長、都市経済部長、下水道課長、業務班長、工務班長、業務班員

### 1. 開会(司会進行：下水道課長)

### 2. 委嘱状交付

- ・新任委員の外丸勝美委員に、町長より委嘱状を交付。

### 3. 町長あいさつ

- ・普及率は順調だが、目の前の道路に下水道管が通っているのに接続していただけないという悩みもあります。
- ・現在、大型店舗が接続していただけるような動きをされており、それ以外にも来年は必ずというお約束をさせていただいている所もあります。
- ・しかしながら、今後の課題はまだたくさんあり、今日はそういう意味でも委員の皆さんにご審議いただいて、次のステップに入っていきたいと思います。

〔挨拶後、町長退室〕

### 4. 会長あいさつ

- ・委員の皆さんのお蔭で答申ができました。これも皆さんの活発なご意見および終始にわたる質疑の結果であると受け止めております。
- ・また3年ごとに見直しがございますけれども、なお一層、接続率も勘案しながら運営していきたいと思っておりますので、今後ともご協力の程お願いいたします。

### 5. 議題

#### (1) 二宮町公共下水道使用料改定答申後の経緯について

「会長」

- ・(1) 二宮町公共下水道使用料改定答申後の経緯について、事務局より説明をお願いします。

「事務局」

- ・資料1「二宮町公共下水道使用料改定答申後の経緯について」を用いて、下水道使用料改定答申後の経過について説明。
- ・平成21年第1回二宮町議会(3月)に、「二宮町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例」を上程し、全員賛成で原案可決した。
- ・住民の方々への周知として、町広報紙4～7月号への周知記事掲載、町ホームページの情報

更新を行った。

- ・現在までの問い合わせとしては、料金の計算方法が数件ある以外、いわゆる苦情というような内容のご意見は承っていない。
- ・昨年の審議会の中で、使用料改定に伴い、接続率を上げて収入強化を図るという話があったので、今年度の予算で下水道普及員による接続勧奨を予定している。現在、人選中だが、9月頃から未接続の家庭に下水道の接続をお願いする活動を進めていきたいと考えている。

#### 質疑応答

- ・魚屋や食堂等、多量排水事業者を事業別に減免措置したら接続率が上がると思うので、事業別接続率は出せないのかとの質問に対し、難しいと回答。

#### (2) 平成21年度二宮公共下水道事業計画について

##### 「会長」

- ・(2) 平成21年度二宮公共下水道事業計画について、事務局より説明をお願いします。

##### 「事務局」

- ・資料2「平成21年度事業概要図」「平成21年度二宮町公共下水道事業計画書」「二宮町公共下水道の整備による水質改善効果」を用いて、整備当初からの下水道事業および平成21年度の下水道事業概要について説明。
- ・二宮町は、平成元年度にJR東海道線の南側約120haの事業認可を受けて事業着手した。その後、事業の進捗に伴って3度の区域拡大を行い、現在の認可区域は総計404haとなっている。これは、下水道全体計画区域528haに対し、約76.5%の割合である。
- ・幹線については、山西幹線を除き、ほぼ整備が完了している。
- ・整備完了区域は、今年度整備分を含めると338haを見込んでおり、先程の認可面積404haに対する整備率を出すと、約84%になる。全体計画区域528haで換算すると、約64%の整備が完了したことになる。
- ・昨年度から百合が丘地区の整備に入ったが、今年度も百合が丘地区を重点として枝線工事の進捗を図って行きたいと思っている。併せて、北新道地区および既に申請があった私道への工事も実施する予定である。
- ・下水道が整備されたことによって、その供用開始区域内に流れる梅沢川と葛川の水質が徐々に改善されてきている。

#### 質疑応答

- ・委員宅の付近は今年度整備の予定と聞いていたが、今回資料の平成21年度計画書に載っておらず、いつ施工なのかとの質問に対し、今年度は町全体の財源の関係で全体事業量を落とすため、当初の予定より遅れ気味になっており、1～2年以内には施工予定と回答。

### (3) 市街化調整区域の受益者負担金等について

「会長」

- ・(3) 市街化調整区域の受益者負担金等について、事務局より説明をお願いします。

「事務局」

- ・資料3を用いて、市街化調整区域に対する受益者負担金制度と二宮町の現状について説明。
- ・現在、市街化区域の下水道整備に伴う負担金として、受益を受ける方から受益者負担金をいただいている。平米単価450円で、工事費の一部に充てている。市街化区域の6～7割の工事が終わり、道路を挟んで一方が市街化区域、もう一方が市街化調整区域という場所を工事することも出てきた。
- ・実際の事例として、市街化調整区域からの希望で接続している家があるが、受益者負担金はいただいている。
- ・理由として、市街化区域は都市計画法に基づく町の条例があるが、市街化調整区域にはそういった条例がなく、仮に払いたいと言われても町でも受け取れない。現在の対応として、町が市街化調整区域の方から受け取れる状態になったら納めていただくという誓約書を提出していただいている。
- ・そのため、地方自治法に基づく受益者負担金制度を町条例化する必要性が生じている。平米単価も含め、今後、審議会で研究・検討していただきたい。
- ・県内市町村（政令指定都市を除く）に市街化調整区域における受益者負担金の調査を行った結果、26市町村から回答いただき、一覧表（資料3）を作成した。内訳は、11自治体が受益者負担金を賦課しており、残りの15自治体はまだ賦課していない状況にある。

質疑応答

- ・資料中、受益者負担金との比較で「高い」となっている市町村があるが、市街化区域よりも市街化調整区域のほうが平米単価が高いということかとの質問に対し、その通りですと回答。
- ・受益者負担金の平米単価450円を見ると、二宮町は茅ヶ崎市と同額で、他市町村と比べると大分高いように感じるが、どういう解釈かとの質問に対し、負担金は、枝線管渠を整備するのにどのくらいかかるのか、全体事業費を出して割り出した額で、本来であれば平米あたり1千円～2千円の計算が出ているが、それでは住民の方に負担をかけてしまい、下水道も普及していかないだろうということで、近隣市町村と比較する等して検討した結果、この額に収まったと回答。
- ・近隣市町村の市街化区域の受益者負担金はいくらかとの質問に対し、次回資料を出して回答させていただくと回答。
- ・市街化調整区域の人が市街化区域の所まで自分で整備すれば接続を許可するという市町村はあるのかとの質問に対し、市街化調整区域の整備には幅があり、ケースバイケースと回答。
- ・市街化区域と市街化調整区域で区別しなければいけない根拠はどこにあるのかとの質問に対し、法律で決まっていると回答。
- ・資料の地図に、どの辺りの場所か固有名詞を入れられないかとの質問に対し、個人の家があるので名称は入れられないが、もう少し分かりやすい資料になるよう工夫すると回答。

( 4 ) その他

「会長」

- ・ ( 4 ) その他について、事務局より説明をお願いします。

「事務局」

- ・ 参考資料「第 6 回線引き見直しに伴う「区域区分」の変更箇所図」を用いて、市街化区域と市街化調整区域の線引き見直し箇所について説明。
- ・ 緑が丘周辺の市街化区域 2 . 7 h a を市街化調整区域に変更し、役場周辺の市街化調整区域 2 . 6 h a を市街化区域に変更する計画がある。
- ・ 今後の審議会開催予定だが、年度内あと 2 回を予定しており、内容は、市街化調整区域の受益者分担金の研究になる予定。

質疑応答

- ・ 緑が丘は法面かとの質問に対し、緑地帯の斜面地と回答。

「会長」

- ・ その他、ご質問等なければ、以上で審議会を終了します。

午前 1 1 時 3 0 分閉会